

障害者差別禁止条例と手話言語条例 東京都・特別区・市町村の取り組みの違い

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

障害福祉保健研究情報システム（D I N F）および全日本ろうあ連盟（手話言語条例マップ）によれば、現在国内の取り組み状況は以下のとおりである。

- ◇ 障害者差別禁止条例 33 条例（22 都道府県、11 市）
- ◇ 手話言語条例 333 条例（28 道府県、12 区、244 市、48 町、1 村）－情報・コミュニケーション条例 62 を含む

1. 都内の策定状況

全国的な状況は、都道府県はやや手話言語条例が多いが、障害者差別禁止条例は圧倒的に市町村が多い。東京都を含む都内自治体の取り組み状況も同様であるが、特別区と市町村での違いもある。取り組み状況は以下のとおり。

都内の障害者差別禁止条例

	条例名	施行日
東京都	東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例	2018 年 10 月 1 日
八王子市	障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例	2016 年 4 月 1 日 （最新施行日）
国立市	国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例	2016 年 4 月 1 日
立川市	立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例	2018 年 4 月 1 日
日野市	日野市障害者差別解消推進条例	2020 年 4 月 1 日
多摩市	（仮称）多摩市障がい者差別解消条例（素案）	パブリックコメント実施

※障害福祉保健研究情報システムには、上表の条例のうち、立川市および日野市の条例は含まれていない。

※この 2 つの条例を加えれば、全国の障害者差別禁止条例は 35 条例（22 都道府県、13 市）になると思われる。（4 月 8 日現在）

上表のように、都内の障害者差別禁止条例は東京都と多摩市部の 5 市のみで特別区は未策定である。また、全国の市町村も策定自治体 13 市のうちの 5 市であるので、全国的な状況からみれば、進んでいるといえるであろう。

手話言語、情報・コミュニケーション条例との関係は後述する。

都内の手話言語、情報・コミュニケーション条例（4月8日現在、全日本ろうあ連盟（手話言語条例マップ）検索）

	条例名	施行日
江戸川区	江戸川区手話言語条例	2018年4月1日
荒川区	荒川区手話言語条例	2018年7月17日
豊島区	豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例	2019年4月1日
足立区	足立区手話言語と障がい者の意思疎通に関する条例	2019年4月1日
墨田区	墨田区手話言語および障害者の意思疎通に関する条例	2019年4月1日
葛飾区	葛飾区手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例	2019年4月1日
板橋区	板橋区手話言語条例	2019年6月28日
港区	港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例	2019年12月1日
江東区	江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例	2020年4月1日
中野区	中野区手話言語条例	2020年4月1日
台東区	台東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例	2020年4月1日
北区	北区手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例	2020年4月1日

都内の手話言語、情報・コミュニケーション条例は特別区12区のみである。ただし、この1年間で施行された条例は10条例に上る。またこの10条例は、板橋区と中野区を除いて情報・コミュニケーション条例型であることが特徴である。

2. 今後の課題

これまでみたように、都内の市区町村の策定状況は、特別区と多摩地区で明確な違いがある。多摩地区は、東京都が差別解消条例を策定、施行したこともあって、手話言語、情報・コミュニケーション条例の内容を含む、総合的な差別禁止、差別解消を目指していると考えられることができる。

障害者差別解消法はや同条例は、障害の社会モデルを理念とし、特に「社会的障壁の除去」や「合理的配慮の提供」を目指すものであるが、最も新しい日野市条例から、「不当な差別的取扱いの禁止」の条文を長くなるが全文引用する。

不当な差別的取扱いの禁止（条例第7条）

(1) 教育・療育に関する差別的取扱い

ア 障害者若しくはその家族の意思を尊重せず、又は必要な情報提供や説明を行わずに、就学する学校若しくは特別支援学校を決定すること。

- イ 正当な理由なく、障害を理由として、教育の機会を提供することを拒否し、又は提供する教育内容を一部制限すること。
- (2) 保育に関する差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由として、保育を拒否し、又は制限すること。
- (3) 福祉サービスの提供に関する差別的取扱い 障害者の意思に反して、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、施設入所や通所、訪問等福祉サービスの利用を強制し、又は拒否し、若しくは制限すること。
- (4) 医療及び保健サービスの提供に関する差別的取扱い
- ア 正当な理由なく、障害を理由として、医療又は保健サービスの提供を拒否し、又は制限すること。
- イ 障害者の意思に反して、長期間の入院を含む医療を受けることを強制し、又は隔離すること。
- (5) 雇用及び就労・労働に関する差別的取扱い
- ア 労働者の募集又は採用に関し、障害者の募集又は採用を行わないこと。
- イ 障害者の雇用に関し、賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。
- (6) 不特定多数の者が利用する施設（公共的施設）の提供に関する差別的取扱い 障害者の公共的施設の利用に関し、正当な理由なく、障害を理由として、その利用を拒否し、又は制限すること。
- (7) 公共交通サービスに関する差別的取扱い 公共交通機関の利用に関し、正当な理由なく、障害を理由として、その利用を拒否し、又は制限すること。
- (8) 情報の提供又は受領に関する差別的取扱い
- ア 障害者に対する情報の提供を拒否すること又は障害者本人ではなく、その家族や支援者のみに対して情報提供をすること。
- イ 障害者が選択した手段による意思表示を受けることを拒否し、又は障害者から受ける意思表示の手段を制限すること。
- (9) 商品の販売又はサービスの提供に関する差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒否し、又は制限すること。
- (10) 不動産取引に関する差別的取扱い 不動産の売買、賃貸借その他の不動産取引に関し、障害者又は障害者と同居する者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、不動産取引を拒否し、又は制限すること。
- (11) 災害・防災に関する差別的取扱い
- ア 災害時の避難又は避難生活に関し、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。
- イ 災害訓練又は防災活動に関し、障害者の参加を拒否すること。

- (12) 文化、芸術及びスポーツに関する差別的取扱い 文化、芸術及びスポーツに関する活動に関し、正当な理由なく、障害を理由として、その参加を拒否すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活全般に関わる全ての場面において、不当な差別的取扱いをすること。

日野市の条文の「(8) 情報の提供又は受領に関する差別的取扱い」が手話言語、情報・コミュニケーション条例に内容にあたるであろう。今後、多摩地域の市町村の障害者差別解消条例未策定の市町村が、多摩市を含む 6 市のような条例策定に向かい、手話言語、情報・コミュニケーション条例の内容を含む条例を策定するとすれば、それが最善の選択といえると思う（ただし、全日本ろうあ連盟の考え方は聴取していない）。

特別区は現在のところ、障害者差別解消条例策定の動きはないと思われる。しかし、「合理的配慮の提供」などは、東京都の条例だけですすむとは思われない。より地域の実情に精通した特別区が条例を策定し、施策を具体化すべきではないだろうか。

なお兵庫県明石市は、手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（2015 年 4 月 1 日施行）と明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例（2016 年 4 月 1 日施行）の 2 つを施行している。明石市のように、総合的な条例と個別・具体的な条例を併行して運用することも選択肢の 1 つである。

- ☐ 総合的な条例 障害者差別解消（禁止）条例
- ☐ 個別条例 手話言語条例、情報・コミュニケーション条例